

【1】服装 ～ 『清潔であること』

- ・ジャージを着て腕まくりはしない。①学校で指定されている標準服を着用する。
- ②ワイシャツ・ブラウスまたはポロシャツを着用する。開襟シャツは不可。
- ③ポロシャツについては下記の通りとする。
 - ・白色で、一般的な形であること。
 - ・ラインやプリントなどが無い。ただし、胸部のワンポイントはよい。
 - ・新標準服のポロシャツについては、学校指定のポロシャツのみとし、紺色となる。
 - ・儀式などの時には「ワイシャツかブラウス」を着用すること。（夏服期間に限り、1・2年生はポロシャツ可）
- ④下着(Tシャツも可)を着用するようにし、色は白、黒、グレーとする。ワンポイントは可とし、色のついたシャツや大きなプリントの入ったシャツは不可。（ハイネック、ハイネックウォーマーなどの首つきは不可。）
- ⑤スラックス着用の際は、ベルトを着用する。（色は黒、細すぎたり、太すぎたりしない、メタル釦や二穴など派手なものは不可）
- ⑥スカートの長さは膝を目安とし、手を加える行為を認めない。
- ⑦防寒のためのタイツは、黒・紺とし、厚さは80デニール以上とする。
- ⑧登下校中は上着を着用する。（気候によっては上着を脱いでワイシャツ・ブラウス・ポロシャツでの登下校は認める。その際、必ず上着は持参することとし、セーター・ベストでの登校は不可。）
- ⑨上履き・体育館履きは、学校指定（マルモ：042-558-0511）のものを使用する。
- ⑩通学の際の靴は、体育の授業に適した運動靴を使用する。ハイカットデザインのバッシュ等は使用しない。
- ⑪靴下は白・黒・紺を基調としたものとする（ワンポイントは可、柄や大きな模様などは不可）。くるぶしのかくれる物を着用する。
- ⑫ネクタイ・リボンを着用する場合は学校指定のものとする。また、着用する際は第1ボタンを閉める。
- ⑬校外に出る行事や儀式(入学式、卒業式、離任式、始業式、終業式、朝会等)では、普段にも増して服装を整える。
 - ・ワイシャツの第1ボタンをとめる。
 - ・上記⑬の儀式的行事ではネクタイ・リボンを着用し、セーター・ベストを身につけない。セーター等を着る場合は、だらしない着方はしない（裾が見えないように着る）。
- ⑭防寒用のコート類は、派手でないものとする。ダウンジャケットなどは、無地を基本とし、色は黒・紺とする。
- ⑮上着の下にベスト、セーター、カーディガン（Vネックか丸首のものでハイネックは不可）などを着用してもよい。無地を基本とし、色は紺、黒とする（フード付きは不可）。着用する場合は、袖や裾が長すぎる等のだらしない着方はしない。ボタンは閉める。
また、教室内では温度の感じ方によっては、自然な流れとして上着を脱ぎセーターでいることはよい。
（ただし教室内のみとし、セーターやベストだけで教室外に出歩くことはしない）
- ⑯化粧や装身具（ピアス、ネックレスなど）は不可。
- ⑰標準服の腕まくりはしない。（長袖ワイシャツの腕まくりは可。ただし、袖から下着を出さない。）ジャージの着用は認めない。
- ⑱夏服への衣替えについては次のとおり。
 - (1)期間は6月1日～9月30日（5月、10月を移行期間とする）
 - (2)夏期のジャージ着用について（寒い場合）
 - ・体調が悪い場合や防寒のために、学校指定のジャージを着用してもよい。（セーター・ベスト・カーディガン不可）
 - ・ジャージを着用する場合は、生徒手帳にて申し出る。（保護者が記入し、その都度提出する）
 - ・エアコン使用時に寒くなった場合は、授業者に申し出る。
 - ・雨天や気温が低い場合は、登校時の着用は認めるが、校舎内では脱ぐ。

【2】頭髪 ～ 『自然で清潔であること』 ※受験時の面接を意識した髪型を基準にする。

- ①目にかからないこと。
- ②肩にかかるものは束ねるように指導する。束ねる場合、束ねるものは黒、紺、茶系統の色のものとする。
- ③奇抜な髪型や整髪料は認めない。
※「過度に段差をつける刈り上げ」「前髪の三つ編みなど髪を編み込んだもの」は不可。
- ④髪を染めたり脱色したりしない。

【3】所持品

- ①持ち物には必ず記名すること。
- ②生徒手帳はいつも携帯していること。無くした場合は職員室にて購入する。(本体 150 円、カバー30 円)
- ③学校生活に不要のものは持ってこない。(遊び道具、金銭、化粧品、マンガ類、携帯電話など)
※不要物は学校で一時預かります。返却時期は学校で判断します。本人への返却を原則としますが、保護者の承諾があれば処分することもあります。また、携帯電話類やヘッドホンステレオ類、ゲーム機等の高額な品物や危険なものは本人に返さずに保護者に直接返します。
- ④生徒同志の物品の売買や、金銭の貸し借りをしない。
- ⑤カバンは通学に適したものとする。(型は特に問わない。ただし紙袋は不可)
- ⑥腕時計を装着してもよい。ただし、時計機能以外がついているもの(スマートウォッチ等)は不可。
- ⑦カッターや針、彫刻刀などの危険物は、教員からの特別な指示がない限り持参しないこと。
- ⑧貴重品は持参しないことを原則とする。必要があつて持参した場合は、担任や学年の教諭等に預かってもらう。

【4】通学

- ①決められた通学路を通り、交通ルール・通学規定を守る。
- ②通学の途中で寄り道や買い食いをしない。
- ③自転車通学は、学校から許可された者のみとする。(通年、冬期、部活動)
※自転車に乗る際はヘルメットを着用する。ヘルメットは自転車用とし、各自で購入する。
- ④自転車通学の約束事が守れなかった場合は自転車通学を一定期間停止する。
 - (1)ヘルメットを持たずに自転車を使用した場合は、自転車を預かった上で一週間の停止。
 - (2)ヘルメットを持っているのかぶっていないなかった場合は、1回目は警告、2回目は一週間の停止。
 - (3)約束事がたびたび守れなかった場合や悪質な場合には停止期間を延ばすか通学許可の取り消し。

【5】始業と授業

- ①8時20分(予鈴)までに着席、朝読書・朝学習を開始し、8時25分(本鈴)をむかえる。
※8:25までに教室に入っていないものは遅刻とする。→担任の確認
※全校朝会では8:25に列に入っていないものは遅刻とする。
- ②チャイム前に着席し、チャイムで授業を始める。(着席チャイム)
- ③授業の始まりに遅れた場合は、理由を述べる。また、授業がやむを得ず伸びた場合は、次の授業の先生に連絡すること。
- ④教室移動は、休み時間内にすみやかに済ませる。

【6】下校

- ①放課後は用が済みしだい帰宅する。
- ②一般下校後に活動する場合は、担当の先生の許可を得ること。

【7】欠席など

- ①欠席・遅刻・早退・欠課・忌引・見学などは、必ず保護者から学校へ連絡すること。
- ②朝学活に間に合わない遅刻をしてしまう場合は、登校した時に必ず職員室に立ち寄り、学年の先生、不在の場合は職員室に在室している先生に学年とクラス、氏名を告げて、登校したことを報告してから教室に向かうこと。
- ③早退した場合は、帰宅後すぐに学校へ連絡すること。

【8】校内生活

- ①登校後に許可なく学校外に出てはならない。
- ②他学年の階には特別な場合をのぞいて行かない。(教科連絡の場合も行ってはいけない)
- ③3年生がC棟に移動する際は1階を通り、2階の渡り廊下は使用しない。
- ④上履きと体育館履きの区別をする。かかとをつぶして履かない。
- ⑤上履きを忘れた場合は、借用スリッパ等を使用する。返却はきちんと確認すること。
- ⑥校内での飲食は部活の昼食等を除き、いっさい禁止する。
- ⑦短縮期間中などで、校内で昼食を食べる場合は、弁当を持ってくる。弁当のゴミはすべて持ち帰り、自宅で処分する。やむを得ず弁当を持ってこなかった場合は、顧問・担任と相談する。 ※朝、登校の途中で昼食を買うことは禁止する。
- ⑧マフラー、手袋、コート類は教室内では着用しない。

【9】校舎・校具など

- ①公共物は大切に扱い、後始末を責任をもってすること。
- ②校舎・校具を破損した場合は、必ずすみやかに届け出ること。
- ③鍵は許可を得てから借り、責任を持って返却する。
- ④休業日の校舎施設の使用は必ず事前に許可を得ること。
- ⑤「登るな危険」と書いてある教室内の窓枠や渡り廊下の手すりなどには登らない。
- ⑥教室の二重窓際に腰掛けたり、登ったりしない。

【10】ロッカー（教室）

- ①所定の場所を使用し、必要なもの以外入れないこと。また、通気口・内外窓間の上に私物を置かないこと。
- ②貴重品は絶対に入れないこと（必要があつて持参した場合は先生に預ける）。

【11】学習

- ①授業開始のチャイムまでに授業の準備をし、着席して待つ。
- ②授業に集中し、先生の指導・指示に従う。

【12】休み時間

- ①次の授業の準備をし、教室移動はすみやかに行なう。
- ②屋上・空き教室・他のクラスの教室に許可なく立ち入らないこと。

【13】学級

- ①学校生活の基本となる学級を大切にする。
- ②よりよい学級・学年・学校を目指し、みんなで協力・努力していく。

【14】給食

- ①保健衛生に注意し、特に手をよく洗うこと。（ハンカチを持参する）
- ②給食準備中は配膳に協力する。休み時間ではない。
- ③全員そろって食事をし、クラスで決めた約束事を守ること。
- ④食事のマナーを守り、後片づけもきちんとする。
- ⑤給食時に教室から出る際は、担任に申し出る。

7つの目標

- ①身なりを正す
- ②言葉遣いを正す
- ③挨拶をきちんとする
- ④人の話をしっかり聞く
- ⑤他人を思いやる心をもつ
- ⑥時間を守る
- ⑦公共物を大切にす

【15】清掃

- ①清掃当番は、全員で協力して能率的に仕事をする。
- ②目につきにくいところや、面倒なところは、注意して丁寧に行なう。
- ③用具は大切に扱い、無断で他の場所のものを使用したりしない。
- ④終了したら用具を所定の位置に戻し、担当の先生に報告する。

【16】礼儀作法

- ①いつもきびきびした明るい態度をとる。
- ②正しい挨拶、正しい言葉遣いに気を付ける。
- ③必要があつて校長室・事務室・職員室・保健室および、これに準じる場所への出入りの際は、「失礼します」「失礼しました」等の挨拶をしてから出入りする。カバンやコート類は持ち込まず、廊下に置いておく。
- ④学校の物や先生の物、他人の物に無断で触れたり、使ったり、持ち出したりしない。

【17】保健室の利用

- ①怪我・病気などの際には、すぐに先生に報告し、処置してもらおう。
- ②できるだけ休み時間に利用する。
- ③休み時間、保健室を利用する場合は、本人が担任または教科担任に連絡してから保健室に来ること。やむをえない場合は、クラスの保健委員に連絡しておく。
- ④授業中は、教科の先生の許可を得て保健室に来る。（必要に応じ、保健委員が付きそう）
- ⑤授業中、保健室から教室に戻る場合は、「保健室からの連絡票」を受け取り教科担当の先生に渡す。
- ⑥原則として、保健室の休養は回復の見込みのある場合のみ、1回（1時間程度）とし、それでも回復が見られない場合は早退する。

【18】事故対策

- ①事故が起こったときには、すぐに先生に報告し、処置してもらう。
- ②金品を紛失したり、拾ったりしたら、すぐに先生に届け出ること。
- ③いたずら・脅かし・暴力などをされたり、見聞きしたりしたら、すぐに先生に連絡する。

【19】校外生活

- ①万引き、喫煙、などは絶対にしない。(犯罪行為や危険から遠ざかる)
- ②家族に行き先・用件・帰宅時刻などをきちんと伝え、心配をかけない。
- ③服装や身なりに気を付け、トラブルの原因になるような態度をとらない。
- ④不審な人物に声をかけられたり誘われたりしても、誘いに乗らず、その場を離れ、状況に応じて地域の人や警察に助けを求め、(『い・か・の・お・す・し』を忘れずに！)

◆いかない のらない おおきな声で叫ぶ すぐ逃げる しらせる◆

- ⑤不審者が出た場合は、すぐに110番する。
- ⑥友達同士や一人で夜間の外出はしない。友人の家に外泊しない。
- ⑦交通安全を心がける。
 - (1)一人一人が十分注意して、事故を起こさない。特に自転車の乗り方にはくれぐれも注意し、被害的な立場だけでなく加害的な立場にもならない。
 - (2)バイクの無免許運転は絶対にしない。
 - (3)事故が起きた場合は、必要に応じて家庭・警察・学校へ連絡し、適切な処置をとる。(車のナンバーなどもできるだけ覚えておくといよい。)
- ⑧カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ等の遊興場には、生徒だけでは行かない。
- ⑨インターネットサイトから発生する様々なトラブルには十分注意する。また、携帯電話のメールや SNS などから生じる様々な問題に関しても、十分に注意すること。

【20】朝会・集会など

- ①朝会は原則として体育館で行なう。
- ②朝会のある日は、8時20分 整列完了を目標とする。
- ③私語を慎み、話をよく聞く。
- ④体育館に集合の時は、入り口で体育館シューズに履き替える。
※体育館シューズを入れる袋を各自用意すること。
- ⑤並び方は、代表委員を先頭に男女各2列の身長順で生活委員が後尾につく。
- ⑥退場時は一斉に体育館シューズを脱ぎ、学年ごとに退場する。
- ⑦服装、頭髪指導の機会とする。(ズボン・ボタン・カラー・頭髪・スカート・くるぶしソックス等)
- ⑧開始前
 - ・整列指示は生活委員長が行う。
 - ・8時25分のチャイム終了時に間に合わない者は遅刻扱いとし、列の脇に並ぶ。
- ⑨開始時
 - ・代表委員が点呼をとり学年主任に報告する。

【その他】

- ①水筒の持ち込みは、通年とする。中身は水、お茶、スポーツドリンク。
- ②学校生活において以下の問題行動が起きた場合は、本人を指導し保護者に引き取りに来てもらい自宅に帰す。
 - ・授業の抜け出し ・教師への暴言
 - ・教師への暴力 ・授業妨害(教師の指導に従えない場合)
- ③公共物破損の場合は、原則弁償とする。

※ 「学校生活の心得」は、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、生徒と教職員が話し合い、今後改訂していく場合があります。ご承知おきください。